

計量法（平成4年法律第51号）第21条第1項及び第2項の規定により、次のとおり指定定期検査機関による特定計量器の定期検査を行います。

令和7年4月1日

京都府知事 西脇隆俊

1 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第5号に該当する非自動はかりであって、ひょう量が30キログラム以下の電気式はかり

検査区域	検査場所	検査期日
舞鶴市、宇治市、宮津市、城陽市、八幡市 京田辺市、南丹市、久御山町、井手町、宇治田原町 京丹波町、伊根町、与謝野町	特定計量器 の所在場所	令和7年5月7日から 令和7年8月8日まで

備考 日曜日、土曜日及び祝日を除く。

2 1に定める電気式はかり以外の非自動はかりであって、ひょう量が5トン未満のもの並びに分銅及びおもり

検査区域	検査場所	検査日時	
宮津市	宮津市地域ささえあいセンター	令 7. 6. 25	午前10時30分 ～ 午後3時
		7. 6. 26	
		7. 6. 27	午前10時30分 ～ 正午
南丹市	宮島振興会	7. 6. 10	午前11時 ～ 午後2時
	高齢者コミュニティセンター	7. 6. 11	午前11時 ～ 午後2時30分
	南丹市園部文化会館 「アスエルそのべ」	7. 6. 12	午前10時30分 ～
		7. 6. 13	午後2時30分
	京都農業協同組合 日吉支店資材倉庫	7. 6. 16	午前11時 ～ 午後2時30分
	南丹市八木市民センター	7. 6. 17	午前10時30分 ～ 午後3時

検 査 区 域	検 査 場 所	検 査 日 時	
京 丹 波 町	京 丹 波 町 わ ち 林 業 セ ン タ ー	令 7. 6. 5	午前11時 ～ 午後 2 時30分
	京 都 農 業 協 同 組 合 瑞 穂 支 店 中 央 集 荷 所	7. 6 6	
	京 都 農 業 協 同 組 合 丹 波 支 店	7. 6. 9	
伊 根 町	伊根町勤労婦人と子供センター	7. 6.24	午前11時 ～ 午後 2 時30分
与 謝 野 町	加 悦 保 健 セ ン タ ー (元 気 館)	7. 6.18	午前10時30分 ～ 午後 2 時30分
	岩 滝 体 育 館	7. 6.19	
	野 田 川 わ ー く ぱ る	7. 6.23	

3 検査を行う指定定期検査機関の名称
一般社団法人京都府計量協会